

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、富士駅北口第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 組合の名称

富士駅北口第一地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から令和12年3月末日まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

富士市本町20番1、20番2、20番3、20番4、20番5、20番6、20番7、21番、22番、544番、545番、546番、547番、548番、549番、550番、551番、552番、553番、554番、555番、556番、557番、558番、559番、560番、561番、562番、563番、564番、565番、566番、567番、568番、569番、570番、571番、572番、573番、574番、575番、576番、577番、578番、579番、580番、581番、582番、583番、584番、590番の一部、596番の一部、597番の一部、598番の一部、599番、600番、601番、602番、603番

4 事務所の所在地

富士市富士町6番2号

5 設立認可の年月日

令和5年7月14日

6 事業計画の変更の認可の年月日

令和6年10月28日